

お知らせ

情報提供先：島根県政記者会
出雲市政記者クラブ

～さくらおろち湖の快適な利用を目指して～

尾原ダムによって新たに創出された「さくらおろち湖」は、美しく豊かな自然に囲まれた広大な公共空間です。

この「さくらおろち湖」を快適にご利用いただくことを目指して「さくらおろち湖周辺及び湖面利用の手引き(案)」ハンドブックを作成しました。

平成24年度に試行し、利用の実態や利用者のみなさんの意見なども勘案して、より良いものにしていく予定です。

なお、ハンドブックは尾原ダム管理支所で配布しています。(出雲河川事務所ホームページからダウンロードすることもできます。)

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局

出雲河川事務所

電話：0853-21-1850 (代表)

(技術) 副所長：玉田 たまだ 一雄 かずお

尾原ダム管理支所

電話：0854-48-0780 (代表)

尾原ダム管理支所長：今岡 いまおか 俊和 としかず



今後の検討課題や必要に応じて追記すること

今後、利用者の安全確保及びダム管理上の支障を回避するために各種ブイが設置された場合は、ブイ周辺の利用制限を実施することもある。
また、周辺生態系の保全のため、新たに貴重種を移植する場合は、対象区域への立入制限を実施することもある

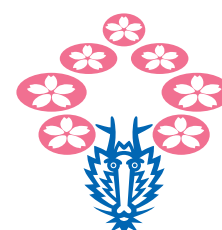
策定にあたっての経緯

さくらおろち湖利用の手引き(案)策定にあたり、対象区域に関わる管理者で構成する「さくらおろち湖周辺施設管理者調整会議準備会」を開催し、記載すべき内容や留意点等について議論した。

- ・第1回周辺施設管理者調整会議準備会 平成24年2月2日開催
- ・第2回周辺施設管理者調整会議準備会 平成24年2月27日開催
- ・第3回周辺施設管理者調整会議準備会 平成24年3月14日開催

さくらおろち湖周辺施設管理者調整会議準備会参加メンバー

- ・国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所
- ・島根県雲南県土整備事務所
- ・雲南市
- ・奥出雲町
- ・斐伊川さくらボート協会(オブザーバー)
- ・島根県ボート協会(オブザーバー)
- ・斐伊川漁業協同組合(オブザーバー)



さくらおろち湖

さくらおろち湖周辺及び 湖面利用の手引き(案) ハンドブック



平成24年3月

国土交通省出雲河川事務所 尾原ダム管理支所

〒699-1342 島根県雲南市木次町平田211-5

TEL(0854)48-0780 FAX(0854)48-0783



国土交通省出雲河川事務所尾原ダム管理支所

はじめに

尾原ダムによって新たに創出されたさくらおろち湖は、美しく豊かな自然に囲まれた広大な公共空間です。このさくらおろち湖や周辺を安全で快適に利用するためには、管理者による維持管理だけでなく、利用者が一定のマナーを守って利用することが大切です。この「さくらおろち湖利用ハンドブック」は、さくらおろち湖に訪れた人々が、安全で快適に利用できる環境がいつまでも続くように利用のルールを定めたものです。

さくらおろち湖とその周辺を守り、安全で快適な利用を続けるためには、管理者や関係機関だけでなく、住民や利用者など、さくらおろち湖に関わるみんながこのルールを理解し、守らなければなりません。



目次

さくらおろち湖周辺施設利用マップ	01
1. 基本的なルールを守りましょう。	03
2. 立入禁止区域には入らない。立入制限区域には無断で入らない。	03
3. 車止めから先に車両は入れません。	03
4. 湖面へは指定された進入路を使用しましょう。	03
5. 舟などの常時係留はできません。	04
6. エンジン付きの舟は使用できません。	04
7. 湖面利用時は、救命胴衣が必要です。	04
8. 悪天候時は湖面利用を控えましょう。	05
9. 湖岸での転倒や転落に注意しましょう。	05
10. 釣り針や糸、ルアーなどは必ず持ち帰りましょう。	05
11. ごみは必ず持ち帰りましょう。	05
12. 落書きや施設の破壊は厳禁です。	06
13. 火気は、利用できません。	06
14. 許可無く出店はできません。	06
15. 貴重動植物の採取は禁止です。	06
16. 外来種の持ち込みは禁止です。	07
17. 無断で張り紙や看板の設置はできません。	07
18. 利用時間を守りましょう。	07
19. 飼い犬などの放し飼いは禁止です。	08
20. 飲酒時は湖面への立ち入りを控えて下さい。	08
21. 緊急時は関係機関に連絡して下さい。	08

さくらおろち湖 周辺施設利用マップ



ボート競技施設

下布施農村体験施設

加茂神社



雲南市尾原地域づくり支援センター

雲南市尾原地域づくり支援センター

1

尾原ダム

立入制限区域

ボート競技施設

進入路

湖面利用範囲

北原大橋

岩伏山

至雲南市木次町

至雲南市三刀屋町

自転車コース紹介

- ロングコース(1周12.3km)
- ショートコース(1周9.8km)
- サブコース



自転車競技施設

自転車競技施設

尾白山方残土処理場

岩内山

八坂神社

岩内山展望広場

ボートコース

スサノオ大橋

尾原トンネル

尾崎エントランス広場
道の駅「おろちの里」

鶴倉トンネル

進入路

佐白エントランス広場



尾崎エントランス広場 道の駅「おろちの里」

至雲南市大東町

25

314

要書山

至奥田町

至奥田町



0 500 1000m

1 基本的なルールを守りましょう。



さくらおろち湖を利用する人は、この手引き(案)と現地に表示されている注意事項、各施設で定められているルールや規則を守り、他の利用者に迷惑を掛けないう、公共の場であることを認識し、節度をもって行動しましょう。

2 立入禁止区域には入らない。立入制限区域には無断で入らない。



立入禁止の表示がある区域内には入ってはいけません。また、立入制限区域内には無断で入ってはいけません。また、防護柵、ガードレール、ロープなどにより規制されている場合は、これらを超えて立ち入ってはいけません。

3 車止めから先に車両は入れません。

車止めが設置してある所では、車だけでなく、バイクなどの車両の乗り入れを禁止します。

4 湖面へは指定された進入路を使用しましょう。



湖面付近への車両の進入は、あらかじめ指定されて進入路を使用して下さい。

5 舟などの常時係留はできません。



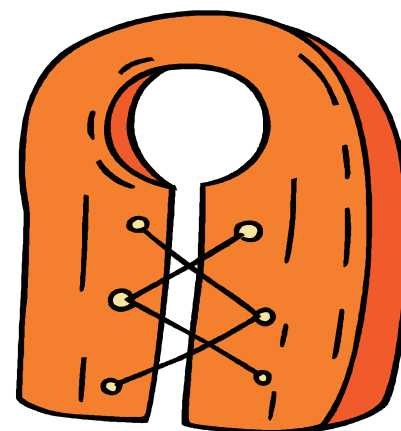
湖岸に舟などを常時係留しておくことはできません。また、短期間であっても、放置して帰ることはできません。ただし、管理者の許可を受けた場合を除きます。

6 エンジン付きの舟は使用できません。



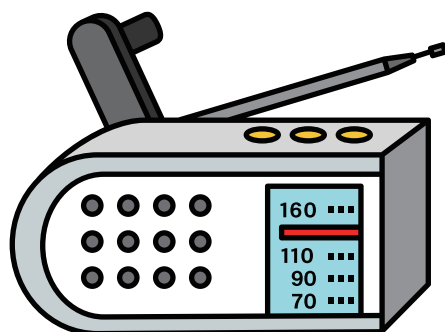
モーターボートや水上バイクなどのエンジン付きの乗り物は、オイル漏れなどにより水質に影響を与えるだけでなく、魚や鳥などの動物の生息にも影響を与える恐れがありますので、使用しないで下さい。ただし、管理者の許可を受けた舟などを除きます。

7 湖面利用時は、救命胴衣が必要です。



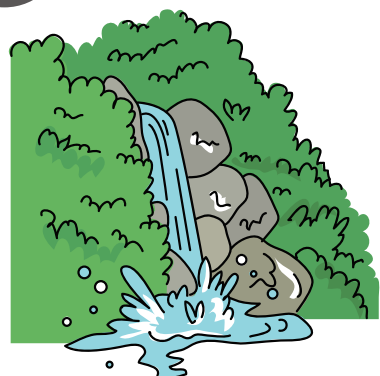
カヌーやボートに乗ったり、舟上からの釣りなど、湖面を利用する場合には、救命胴衣を必ず着用して下さい。

8 悪天候時は湖面利用を控えましょう。



湖面利用する場合は、ラジオなどで気象情報を確認し、気象庁松江地方気象台から東部地方雲南地区に風(台風を含む)、霧、雷、雪、地震(余震)に関する警報が発令されたときは、湖面利用を控えて下さい。また、管理者から指示があった場合は、その指示に従って行動して下さい。

9 湖岸での転倒や転落に注意しましょう。



湖岸の斜面は、滑りやすくなっていたり、足元が悪いなど、危険がいっぱいです。釣りや水遊びなどをするときは、転倒や転落に十分注意して下さい。

10 釣り針や糸、ルアーなどは必ず持ち帰りましょう。



釣りで使用した釣り針や糸、ツアー、残った餌は、鳥などの動物に危害をもたらすことがあります。放置しないで必ず持ち帰って下さい。

11 ごみは必ず持ち帰りましょう。



ごみは捨てないで、各自必ず持ち帰りましょう。もちろん不法投棄も厳禁です。

12 落書きや施設の破壊は厳禁です。

施設に落書きしたり、施設を故意に傷つけたりすることは、絶対にしてはいけません。

13 火気は、利用できません。



火気を使用してはいけません。行事などで火気を使用する場合は、管理者の許可を得て下さい。
全ての火気の使用は、地面、舗装、芝生などの表面上で直にしないで下さい。また、火気を使用した後は、確実に消火したことを確認して下さい。

14 許可無く出店はできません。



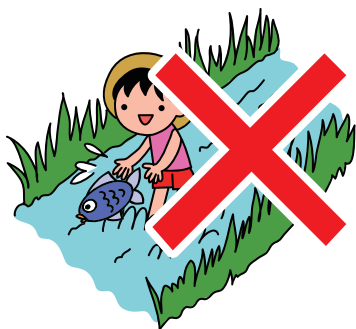
さくらおろち湖周辺では、営利を目的とした出店はできません。ただし、行事などの一時的なものや水源地域の活性化を目的とした取組みで管理者が出店を認めた場合を除きます。

15 貴重動植物の採取は禁止です。



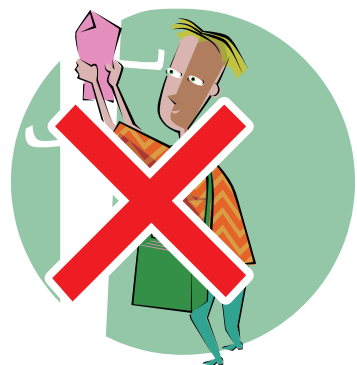
貴重な動植物を無断で採取してはいけません。

16 外来種の持ち込みは禁止です。



ブラックバス、ブルーギルなどの外来魚をはじめとする特定外来生物を持ち込まないで下さい。また、生きたまま外へ持ち出さないで下さい。

17 無断で張り紙や看板の設置はできません。



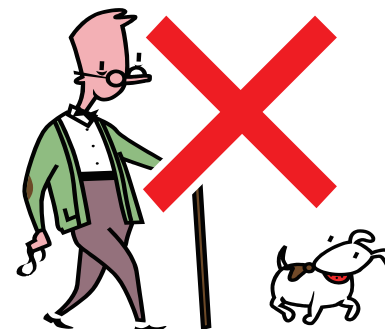
さくらおろち湖の施設や樹木、その他のものに無断で張り紙や看板などを設置することはできません。

18 利用時間を守りましょう。



湖面の利用時間は、午前9時から午後5時までです。また、遊泳や水遊びをする場合は、日の出から日没までです。

19 飼い犬などの放し飼いは禁止です。



飼い犬などを運動させる時は、綱や鎖などでつないで下さい。また、飼い犬などのふんは持ち帰って下さい。

20 飲酒時は湖面への立ち入りを控えて下さい。



飲酒時に湖面への立ち入ることは、大変危険なため立ち入りは控えて下さい。

21 緊急時は関係機関に連絡して下さい。



事故が発生、または発見した時は、関係機関に連絡してください。

【警察】110(雲南警察署 0854-45-91100)

【消防】119(雲南消防本部 0854-40-0119)

【国土交通省尾原ダム管理支所】0854-48-0780